2026年度

神戸市有地〔駐車施設〕の貸し付け
入札実施要領

「土地利用条件付郵送型入札」

―神戸市長田区長田町1丁目1番4―

【2026年11月実施】

※この入札に参加するには、事前に申し込みが必要です。

申込受付期間：2026年11月12日(木)～11月26日(木)

この入札に参加希望の場合は、実施要領をよくお読みいただき、内容を十分理解した上でご参加ください。

神戸市都市局
地域整備推進課

目 次

１　郵送型入札の主な手順 3
２　郵送型入札実施要領 4
【１】事業の概要 4
【２】入札物件（物件調書・画地図等は別添資料参照） 4
【３】注意事項 4
【４】入札参加資格 5
【５】郵送型入札参加申込み 6
【７】質問事項の受付、回答 7
【９】入札保証金の納付 8
【10】入札 9
【11】開札 10
【12】契約 11
【13】入札保証金の返還・帰属等 11
【14】土地の引渡し 12
【15】その他 12
３　物件概要・物件配置図 15
【１】物件概要 15
【２】物件位置図・画地図 16
４　様式 18
５　（予定）賃貸借契約書 25

1　郵送型入札の主な手順

入札参加申込：2026年11月12日（木）～11月26日（木）午後５時必着
（申込書類を地域整備推進課へ郵送）

↓

質問の受付：2026 年 11 月 27 日（金）～12 月４日（金）　午後５時必着
質問の回答：2026 年 12 月 11 日（金)頃電子送付予定
※併せて入札関係書類も発送予定

↓

入札保証金納付

↓

入札：2026年12月７日（月）～12月25日（金）午後５時必着
（入札書類を神戸市役所へ郵送）

↓

開札：2027年１月13日(水)午前10時（予定）

↓

契約書提出期限（2027年２月26日（金）まで
詳細は開札日以降に落札者に連絡します。）

↓

物件の引渡し（契約の始期までに双方の立会いのもと土地を引渡します。）

２　郵送型入札実施要領

【１】事業の概要

市有地を郵送型入札により、有効な入札のうち最も高い価格で入札した方に一定期間貸付します。

入札参加を希望される方は、この実施要領各事項に記載の内容にご留意し、現地を必ず確認したうえで、「郵送型入札参加申込書兼誓約書」提出により入札に参加してください。

【２】入札物件（物件調書・画地図等は別添資料参照）

所在地	現状地目	貸付面積	最低貸付価格 （月額・税込）	貸付期間
神戸市長田区長田町 １丁目１番４	宅地	780.97㎡	453,200円	2027年４月１日～ 2032年３月31日

※原状回復は現事業者が契約期間中に実施します。

※貸付面積は公簿面積から電柱１本相当の0.25㎡を除いたものですが、他にも測量方法や隣地・私道との取り合いにより誤差が生じる場合があります。表示面積に不足がある場合でも賃料の減額は行いません。

【３】注意事項

(1) 物件の貸付条件等については、別紙物件調書で確認してください。

(2) 貸付対象地は、サンドール長田北館・南館用附置義務駐車場として届け出ているため、駐車台数28台以上を確保すること。

(3)本入札における市有地の貸付は、民法(明治29年法律第89号)第601条に規定する賃貸借契約で、建物所有目的には使用できず、いかなる借地権も発生しません。

(4)用途に関係する設備以外の工作物の築造は認めません。

(5)賃借権を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することはできません。ただし、本市が承認した場合はこの限りではありません。なお、時間貸し及び月極駐車場は転貸とは解釈しないものとします。

【４】入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。落札後、いずれかに該当することが判明した場合は、その入札者と契約を結ばないことがあります。また、契約を結ばなかった場合にも、入札保証金相当額は返還致しません。

(1) 駐車施設の運営実績がない者。

(2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者。

(3) 破産者で復権を得ない者。

(4) 国税(法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む)をいう。)及び地方税について未納の税額がある者。

(5) 神戸市における不動産の売却又は貸付けに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると神戸市が認めたときから２年を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。

① 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

② 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。

③ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

④ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

⑤ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。

⑥ 神戸市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

(6) 借り受けた不動産を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。

(7) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。

① 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け、又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者。

② ①に該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位(以下「代表者等の地位」という。)に現にある者及び違反時にあった者。

③ ①又は②に該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第６号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成 22 年５月 26 日市長決定)第５条に該当する者)。

(上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、契約の解除の対象となります。)

【５】郵送型入札参加申込み

入札参加希望者は、下記の要領により入札参加申込みを必ず行ってください。

参加申込期限までに「郵送型入札参加申込書兼誓約書」が到着しなかった場合は、入札に参加することはできません。

<table>
<tr><td>受付期間</td><td colspan="2">2026年11月12日（木）～11月26日（木）午後５時（必着）</td></tr>
<tr><td>受付方法</td><td>郵送</td><td>宛名ラベルをご利用ください。
（宛先）〒651－0083
神戸市中央区浜辺通２丁目１番30号
三宮国際ビル８階
神戸市都市局地域整備推進課推進係　宛
※「特定記録郵便」にて提出してください（郵送できない場合は開庁時間内に上記担当課まで持参いただいても結構です。）</td></tr>
<tr><td>提出書類等</td><td colspan="2">① 申込書類
■ 【様式①】入札参加申込書兼誓約書兼承諾書
・必要事項を記入し、印鑑登録証の印鑑（以下「実印」という）を押印してください。
・落札後の契約締結は、【様式①】郵送型入札参加申込書兼誓約書に記載された名義でのみ行いますので、契約締結権限のある名義を記入するように注意してください。
■ 【様式②】神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書
■ 【様式③】委任状と代理人本人の本人確認書類（社員証や運転免許証の写し等）
・代理人による入札・契約をする場合に提出してください。
・本人確認書類が運転免許証の場合は、両面の写しを提出してください。
② 添付書類
・入札参加申込み申請時点で発行後３か月以内のものの提出が必要です。申請日は、【様式①】郵送型入札参加申込書兼誓約書に記入した日付です。
（法人の場合）
■ 印鑑証明書
■ 履歴事項全部証明書
■ 国税の納税証明書その３の３
■ 有料駐車場運営の経験を有することを証する書面（事業パンフレット等）
■ 【様式④】役員名簿
（個人の場合）
■ 印鑑登録証明書
■ 国税の納税証明書その３の２</td></tr>
</table>

	■ 有料駐車場運営の経験を有することを証する書面（事業パンフレット等） ■ 後見の登記の通知を受けていないことの証明書 ※法務局又は地方法務局で交付を受けてください。手続きについては、最寄りの地方法務局にお問い合わせください。 ■ 破産に関する証明書 ※本籍地の市町村で交付を受けてください。
注意事項	・ 参加申込期間を過ぎて書類が到着した場合、いかなる理由があっても受理しません。 ・ 郵送方法は問いませんが、到着状況に関する回答は行いません。配達状況の分かる方法にて送付してください。 ・ 郵送事故等により書類が届かなかったことに対する異議を申し立てることはできません。なお、理由にかかわらず窓口での受付は一切行いません。 ・ 入札参加申し込み後に、住所、氏名、代表者名等の変更があった場合は、担当課までご連絡ください。

【６】現地確認

現地を必ず確認したうえで、入札に参加してください。当課からの現地説明は行いません。

【７】質問事項の受付、回答

(1) 質問書の提出

質問書を提出できる者は有効な入札参加申込みを行った者に限ります。別添書式集の質問書に記入のうえ、下記担当課に提出してください。（神戸市ホームページにexcel様式があります。）質問方法は電子メール若しくはFAXによるものとします。また、電子メール若しくはFAXの着信を確認するため、送信後は担当課に電話で到着確認を行ってください。但し、電子メールで送信した場合に限り、質問が到着した旨の電子メール回答が地域整備推進課からあった場合は、電話での到着確認は不要です。

【受付期間】2026年11月27日（金）～2026年12月４日(金)午後５時

※着信確認は平日午前９時から12時、午後１時から午後５時の間で行ってください。

【提出先】Ｅ-mail： shigaichisuishin@city.kobe.lg.jp

ＦＡＸ：078－595－6807

【担当課】神戸市都市局地域整備推進課推進係

ＴＥＬ：078－595－6747（直通）

(2) 質問書への回答

質問に対する回答は、公平を期するため有効な入札参加申し込みを行った全事業者に対して電子メールにて行います。従って、質問内容や回答内容は他の事業者も知ることになることを、留意してください。

なお、質問書に対する回答は、本実施要領の補完、追加、修正とします。

【回答発送日時】2026年12月11日(金)(予定)

【８】入札書類等の送付

入札参加申込後、入札参加資格を確認したうえで以下の書類を送付します。

送付書類	① 入札書 ② 入札保証金提出書 ③ 入札保証保険証券差し入れ書 ④ 入札保証金の納付書（納入通知書兼領収証書） ⑤ 入札書提出用封筒 ⑥ 入札関係書類送付用封筒 ⑦ 入札関係書類作成・提出のチェックリスト
発送方法	郵送
発送予定日	受付後参加資格が確認でき次第、随時発送
注意事項	2026年12月11日（金）午前９時までに上記必要書類が到着しない場合は、神戸市都市局地域整備推進課推進係までご連絡ください。 E-mail： shigaichisuishin@city.kobe.lg.jp ＴＥＬ： 078-595-6747（直通）

【９】入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要がありますので、下記要領により納付してください。

入札保証金額	金1,359,600円
納入方法	神戸市より送付する所定の「納入通知書兼領収証書」により、神戸市の公金収納を取扱っている金融機関で納付してください。（納付済の「納入通知書兼領収証書」の写しが入札書類提出の際に必要となります。）
注意事項	※ 入札保証金が納付期限までに納付されていない場合、入札は**無効**となりますので、余裕をもって納付してください。 ※ 入札保証金の納付には、必ず神戸市より送付する納付書（納入通知書兼領収証書）をご使用ください。それ以外の方法で入札保証金を納付された場合、入札は**無効**となります。 ※ 落札できなかった場合の入札保証金の返還方法については、【１１】入札保証金の返還・帰属等をご参照ください。返還には、開札後２～３週間程度かかります。なお、返還する口座情報に不備があった場合などは、より時間を要することになります。 ※ 落札後に契約を締結しなかった場合、**入札保証金の返還はできません**ので、現況、周辺環境や法令等の制限などについて十分に調査を行った上で入札してください。

【10】入札

入札参加者は、送付された必要書類を用いて下記のとおり入札してください。

(1) 入札書の記載・封入

① 「入札書」に必要事項を記入し、実印（委任の場合は届け出印）を押印してください。

※入札金額は**最低貸付価格以上の月額賃料**を記載してください。

※入札金額には消費税及び地方消費税を含めた金額を記載してください。

※金額のはじめの数字の前に必ず「￥」を記入してください。

※インク又はボールペンにより記入してください。（訂正の容易な筆記具は不可）

② 「入札書提出用封筒」に必要事項を記入し、「入札書」のみを入れて、封をしてください。

③ 「入札書提出用封筒」に実印（委任の場合は届け出印）で割印をしてください。

(2) 入札保証金提出書の記載

① 「入札保証金提出書」に必要事項を記入し、実印（委任の場合は届け出印）を押印してください。

② 納付済の「納入通知書兼領収証書」の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に必ず貼り付けてください。

③ 返還用口座の口座番号および名義人確認できる書類（通帳など）の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に必ず貼り付けてください。

※入札保証金の返還用口座内容については、正確に記入してください。

記入に誤りがある場合は、変更届の提出が必要となるなど、返還日が遅れる要因となります。

(3) 入札書類の提出

「入札関係書類送付用封筒」に下記提出書類を封入のうえ、郵送（**特定記録郵便**）にて提出してください（郵送できない場合は開庁時間内、入札期限までに下記担当課まで持参いただいても結構です）。

【入札期間】2026年12月７日（月）～2026年12月25日（金）午後５時

【提出先】〒651－0083

神戸市中央区浜辺通２丁目１番30号　三宮国際ビル８階

神戸市都市局地域整備推進課推進係

ＴＥＬ：078－595－6747（直通）

※入札期限までに到着しない申込みは**無効**となりますので、余裕をもって発送してください。

【提出書類】

○ 入札書提出用封筒（上記(1)により入札書を記載・封入したもの）

○ 入札保証金提出書（上記(2)により記載・作成したもの）

(4) 入札の無効

本実施要領に別に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合は入札を無効とします。

・「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。

・「入札参加申込書兼誓約書兼承諾書」若しくは「入札保証金提出書」の提出がないとき。

・最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したとき。
・最低月額貸付価格の９倍を超える金額をもって入札したとき。（錯誤による桁間違いや年額貸付価格にて入札してしまったと判断する。）
・「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
・「入札書」に記名及び実印（委任されている場合は受任者の印）の押印がないとき。
・「入札書」の金額のはじめの数字の前に「￥」の記載がないとき。
・一の入札に対して２通以上の「入札書」を提出したとき。
・入札保証金を納入期限までに納付せず、又はその金額に不足があるとき。（指定の納入方法によらない場合を含む。）
・代理人（受任者）による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。
・入札者及びその代理人が他の入札代理人（受任者）となり、又は数人共同して入札をしたとき。
・入札者の資格のない者が入札したとき。
・本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
・鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
・「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
・前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

(5) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じたときは、入札を中止または延期することがあります。

【11】開札

下記の日程により、開札を行います。なお、開札への参加は任意です。ただし、入札参加者以外が開札会場へ入場することはできません。

(1) 日時

2027年１月13日（水）10時00分より(予定)

(2) 場所

神戸市中央区浜辺通２丁目１番30号　三宮国際ビル７階

神戸市都市局「701会議室」

(3) 持参物

開札会場への入場には、入札保証金の「納入通知書兼領収証書（原本）」若しくは郵送型入札参加申込書兼誓約書に記入した申込者（委任状を提出した場合は受任者）又は担当者であることが分かる本人確認資料の提示が必要となりますので、必ずご持参ください。

(4) 落札者の決定

①　有効な入札のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、その入札が無効となった場合には、有効な入札のうち次に高い価格をもって入札した者を落札者とします。落札者には落札結果通知書を送付します。

②　落札者となるべき同価の入札をした者が２名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、開札に参加していない者など、く

じを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない神戸市職員にくじを引かせます。

(5) 入札結果の公開

入札参加者全員の入札額（落札額）及び落札者をホームページに公開します。また、入札者には開札日の翌日（予定）に入札結果通知書を郵送いたします。入札結果通知書には、入札参加者全員の入札額（落札額）の他に、入札者全員の記載があります。また、開札会場では、落札者の氏名及び落札金額を発表いたします。

落札者が法人の場合は、落札者の住所及び連絡先（電話番号、担当部署等）を公開することがあります。

(6)再入札

再入札はいたしません。

【12】契約

落札者は原則として、別添の駐車施設賃貸借契約を神戸市と締結していただきます。契約締結後はこの契約を遵守していただく必要がありますので、事前にご確認ください。

(1) 契約書の提出期限

期限：2027年２月26日（金）午後５時

上記期限までに、記名・押印した「駐車施設賃貸借契約書」を提出していただきます。

(2) 契約の確定

契約は、神戸市が落札者とともに「駐車施設賃貸借契約書」に記名・押印したときに確定します。

(3) 契約保証金

① 契約保証金は月額賃料（入札金額）の６ヶ月分とします。

② 入札保証金は契約保証金に充当し、その差額分を契約締結日までに、神戸市の発行する納入通知書により納付していただきます。

③ 契約保証金は、この土地の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸料等がある場合は、神戸市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。

④ 契約保証金には、利息を付けません。

(4) 契約費用及び公租公課等

① 契約書に貼付する収入印紙の費用は落札者の負担となります。

② その他契約に要する費用は、落札者の負担となります。

【13】入札保証金の返還・帰属等

(1) 返還方法

① 落札者以外の者が納付した入札保証金は、「入札保証金提出書」に記載された金融機関の口座に振り込む方法により、利息を付けずに返還します。

② 返還には開札後２～３週間程度かかります。なお、返還する口座情報に不備があった場合は、変更届の提出が必要となるなど、より時間を要することになります。

(2) 入札保証金の帰属

落札者が、契約締結期限までに契約に応じない場合には、落札は、その効力を失い、落

札者が納付した入札保証金・契約保証金は神戸市に帰属します。

【14】土地の引渡し

(1) 引渡時期

貸付期間の始期である2027年４月１日に、現状有姿にて現地立会いのうえ土地の引渡しを行います。落札者の都合により現地立会いを行わない場合については、2027年４月１日に現状有姿にて土地を引渡したものとします。

なお、現事業者が物件内設置している工作物（電灯、監視カメラ、精算機、２次電源、車室白線、車止め等）については原則撤去及び原状回復後の貸付となります。ただし、現事業者との協議のうえ工作物を引き継ぐことで合意した場合はこの限りではありません。この場合、原状回復義務は新事業者に引き継がれるものとします。

(2) 返還時の原状回復

貸付期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了する場合には、定められた期日までに落札者の費用をもって落札者が当該地に付属させたものを撤去し、当該地を原状に回復して本市に返還しなければなりません。（ただし、本市が特に必要ないと認めるときはこの限りではありません。）

【15】その他

(1) 入札に参加しようとする方は、本要領に記載された事項について熟知しておいてください。なお、物件調書・位置図・画地図は参考資料としてご利用ください。また、土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。

(2) 駐車場の準備工事に着手する前に土地利用計画書（計画平面図、設置台数、利用料金等）を提出してください。この土地及び工作物の改修等が必要な場合は、工事着手前に本市と必ず協議を行ってください。

(3) 位置図等は、あらかじめ現地の概要をつかんでいただくために作成した図面で、現況をすべて正確に表したものではありません。現地の状況は、必ず郵送型入札参加者自身でご確認ください。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。

(4) 落札者の都合で契約にいたらなかった場合、契約期間途中において契約解除された場合には、神戸市都市局地域整備推進課が実施する今契約期間内の本物件にかかる入札への参加をお断りします。

参考資料

要綱（平成 22 年５月 26 日市長決定）第５条に該当する者）。

【神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年５月26日市長決定）抜粋】

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第４条　市長は、必要があると認めるときは、平成22年５月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対して照会を行うものとする。

(1) 省略

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア　次に掲げる書面を市長に提出した者

(ｱ) 入札参加申込書

(ｲ) (ｱ)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ　本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ　本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

エ　アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者

２　前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、神戸市個人情報保護条例（平成９年10月条例第40号）の規定に従わなければならない。

第５条　前条第１項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第１項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第１項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第１項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア　前条第１項各号に掲げる者

イ　前条第１項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ　前条第１項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第４号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者に下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第４号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

3　物件概要・物件配置図

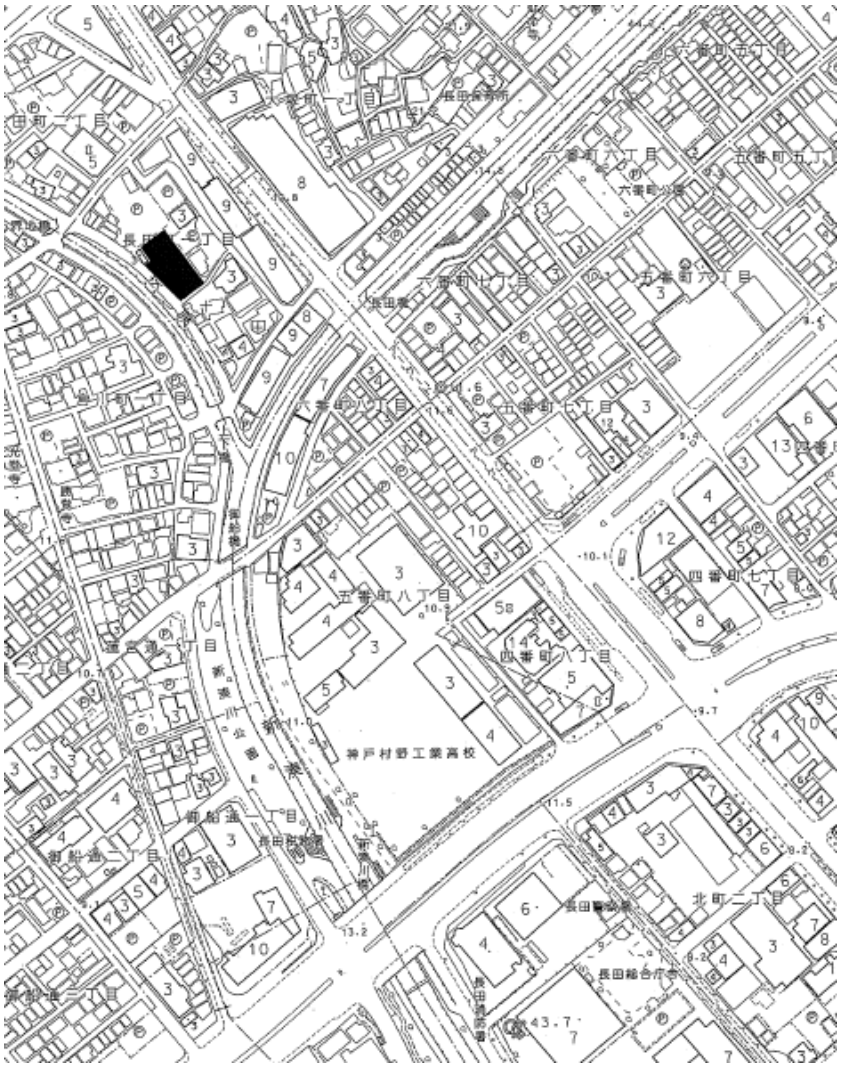
【1】物件概要

※　物件概要書は，貸付概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で現地の状況や土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。

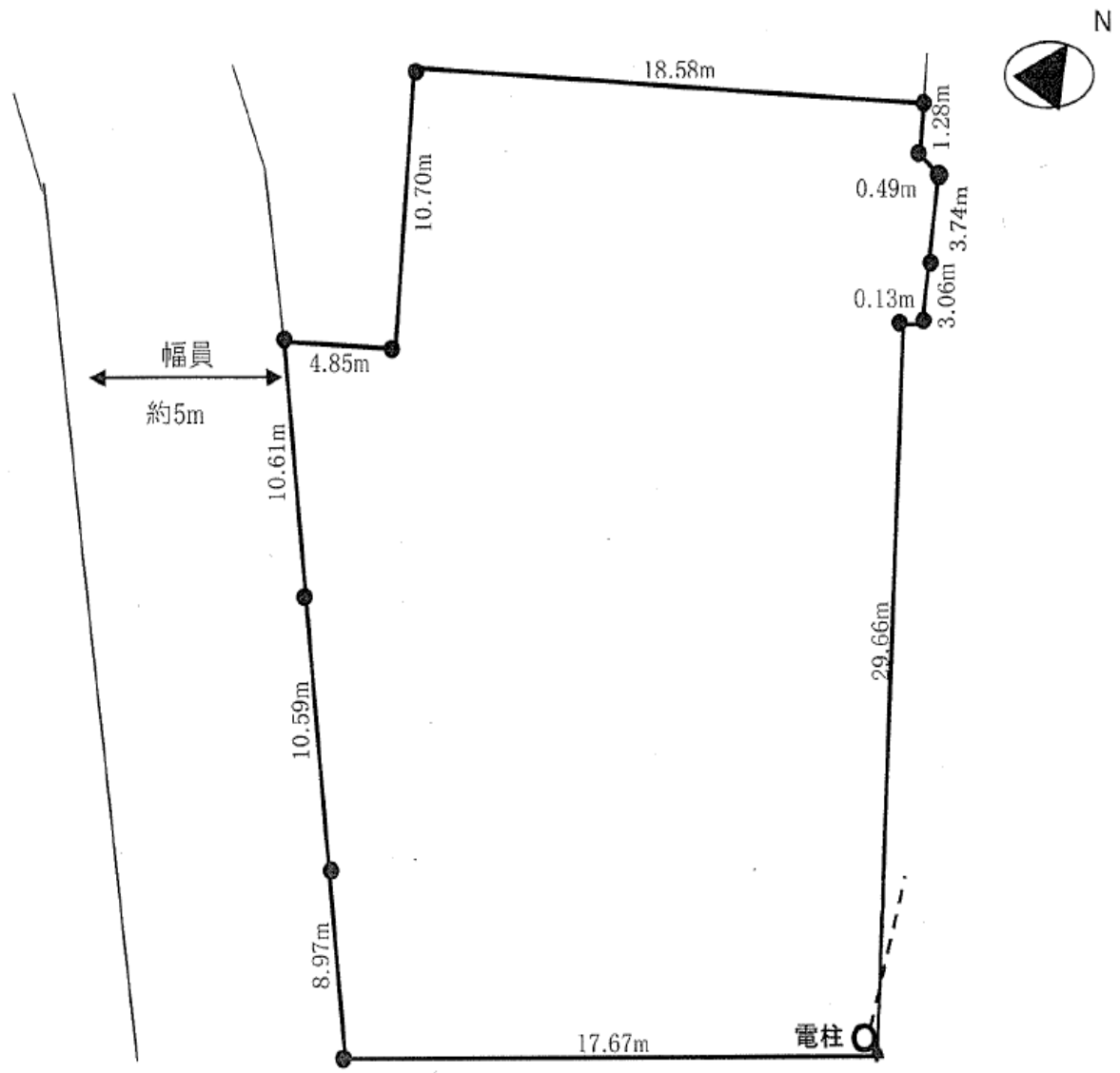
土地の概要	
所在地	神戸市長田区長田町一丁目1番4
現況地目	宅地
現況	宅地
貸付面積	780.97㎡（公簿面積から電柱1本相当の0.25㎡を除いたもの）
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
貸付期間	2027年　4月　1日から2032年　3月31日
用途	平面駐車場（時間貸・月極含む）（建物所有目的には使用できません。）
最低月額貸付価格	￥453,200－（税込）（この金額未満の入札は無効となります。）
入札保証金	￥1,359,600 円（※最低月額×３）－（落札後は、保証金に充当します。）
特記事項	・貸付対象地は、サンドール長田北館・南館用附置義務駐車場として届け出ているため、駐車台数28台以上を確保すること。現在、月極17台・時間貸15台で運用している。（2026年4月末時点）駐車場運営にあたっては、サンドール長田北館・南館入居者からの利用希望があれば、優先的に契約すること。 ・河川法に基づく保全区域に位置しており、工作物の設置には河川法第55条に基づく届出が必要となる場合がある。詳細は兵庫県神戸土木事務所(TEL:078-737-2135)まで問い合わせること。 ・埋蔵文化財包蔵地の範囲内（長田神社境内遺跡）に位置しており、文化財保護法第93条第1項に基づく手続きが必要な場合は、文化スポーツ局文化

	財課埋蔵文化財係（maizoubunkazai@city.kobe.lg.jp)まで問い合わせること。 ・貸付対象地内には、工作物（ブロック塀・フェンス・排水施設）等が含まれる。貸付期間中の管理及び補修については、全て落札者の費用と負担で行うこと。但し、以下２点については貸付面積及び管理補修範囲から除く。 ①貸付対象地内に現存する電柱１柱及び支線（電線の一部が貸付対象地の上空を通っているが、現状での貸付とする。） ②貸付対象地内のフェンスに設置されている掲示板とその掲示板が設置されている部分のフェンス（現状での貸付とする。なお、当該掲示板の設置許可は神戸市が行う。） ・駐車場を経営するために必要な設備（精算機・カーゲート・ロック板・車止め・駐車場案内看板等）以外の工作物の建造は認めない。 ・貸付対象地の南側前面の私道からの乗入はできない。 ・貸付対象地を駐車場として使用するにあたり、必要な手続きがある場合については、関係行政機関、関係事業者に確認すること。

【２】物件位置図・画地図



画地図



画地図上に記載した構造物について（下記丸数字は、上記画地図上の丸数字に対応しています。）

① フェンス（神戸市資産）
② 側溝（神戸市資産）
③ 水道のマンホール（メーターボックス）及び給水栓（神戸市資産）
④ 車止め（神戸市資産）
⑤ （参考）電柱及び支線があります。（敷地外）
⑥ フェンスに自治会掲示板有り
⑦ ブロック塀+白ネットフェンス（神戸市資産）

４　様式

様　式　①

年　月　日

神 戸 市 長 宛

入札参加申込書兼誓約書兼承諾書

私は、「2026 年度神戸市有地〈駐車場施設〉の貸し付け入札実施要領」（以下「実施要領」という。）に記載の内容を確認し、下記の物件の一般競争入札に申込みいたします。

申込みにあたり、実施要領に記載の入札参加資格を満たしていること、並びに添付書類を含む提出書類すべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。なお、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加資格を喪失することがあることを承知しております。

また、今回の申込みにあたり提供した個人情報は、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用することに承諾します。

１．参加申込者

住所	〒　　－		
役職名（ふりがな）・氏名（ふりがな）			実印
生年月日	Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日	性別	男・女
電話番号	（　　）　　－		
メールアドレス			

印鑑登録証明書・印鑑証明書のとおりに記入・押印してください。

２．入札物件

所 在 地：神戸市長田区長田町一丁目１番４

現状地目：宅地

面　　積：780.97 ㎡

３．書類送付・連絡先

以下の□欄に☑または■を記入してください。

	参加申込者欄と同じ	右記のとおり	〒　　－ TEL：
住所	□	□	
電話番号	□	□	
宛名	□	□	

４．提出書類等チェックリスト

以下の□欄に☑または■を記入してください。

	提出書類等	対象者
□	入札参加申込書兼誓約書兼承諾書【様式①】	全員
□	神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書【様式②】	
□	有料駐車場運営の経験を有することを証する書面（事業パンフレット等）	
□	役員名簿【様式④】	法人
□	印鑑証明書	
□	履歴事項全部証明書	
□	国税の納税証明書その３の３	
□	印鑑登録証明書	個人
□	国税の納税証明書その３の２	
□	後見の登記の通知を受けていないことの証明書	
□	破産に関する証明書	
□	委任状【様式③】	代理人による入札・契約締結をする場合
□	本人確認書類(代理人本人と確認できるもの)	

※用紙が複数枚になるため、両面印刷してください。

※本様式に記載された個人情報については、入札参加資格確認のために使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、適切に管理いたします。

様　　式②

神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書

法人

神戸市長あて　　年　　月　　日

１．申請者は、以下のことを誓約します。

（１）納期限が到来している神戸市税に未納の税額がないこと。

（２）上記（１）が事実と相違する場合、2026 年度神戸市有地［駐車施設］の貸し付け入札における入札参加資格を有すると認められず、もしくは既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。

２．上記１．（１）の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。

全ての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、入湯税、市たばこ税及び延滞金等徴収金を言う。）の納付又は納入状況、課税状況、申告状況及び猶予制度の適用状況を、神戸市が調査し、その調査結果を 2026 年度神戸市有地［駐車施設］の貸し付け入札における入札参加資格の審査及び確認に利用すること。

３．上記１の誓約及び２の承諾の有効期限は 2027 年３月 31 日とします。

申請者【法人】

（ふりがな） 法人名	
（ふりがな） 代表者　職・氏名	
法人番号	
登記上の本社・本店所在地	〒　　- □上記の本社・本店は神戸市の法人市民税の課税対象ではない。 ↑本社・本店が神戸市内に所在する場合で、法人市民税の課税対象とはならない事務所（名目本店）は、必ず、チェックボックスにチェックを入れてください。
法人市民税の課税対象となる神戸市内の事務所等、寮等を記入ください。 （本社・本店含む）	※事務所数が多い場合は空欄又は別紙にご記入ください。
担当者名	法人へ市税に関して確認の連絡をすることがあります。 法人の担当者の氏名、連絡先を必ずご記入ください。 氏名：　　電話番号：

神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書

個人

神戸市長あて　　年　　月　　日

１．申請者は、以下のことを誓約します。

（１）納期限が到来している神戸市税に未納の税額がないこと。

（２）上記（１）が事実と相違する場合、2026 年度神戸市有地［駐車施設］の貸し付け入札における入札参加資格を有すると認められず、もしくは既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。

２．上記１．（１）の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。

全ての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、入湯税、市たばこ税及び延滞金等徴収金を言う。）の納付又は納入状況、課税状況、申告状況及び猶予制度の適用を、神戸市が調査し、その調査結果を
2026 年度神戸市有地［駐車施設］の貸し付け入札における入札参加資格の審査及び確認に利用すること。

３．上記１の誓約及び２の承諾の有効期限は 2027 年３月 31 日とします。

申請者【個人事業者】

（ふりがな） 商号または名称	
（ふりがな） 氏名	
生年月日	
事業所の所在地	〒　　-　　連絡先℡　（　　）　　-
住民票上の住所 （事業所の所在地と同じ場合は記載不要です）	〒　　-　　連絡先℡　（　　）　　-

様式③

神戸市長宛

住所

（入札者）
委任者

役職名・氏名　　実印

※印鑑証明書・印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

2026年度神戸市有地【駐車施設】の貸し付け入札

委　任　状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の貸付にかかる一般競争入札への参加、賃貸借契約の締結並びにこれらに付帯する一切の権限を委任します。

1．代理人（受任者）

代理人（受任者）		届出印
住所	〒　　－	
役職名・氏名（ふりがな）		
電話番号	（　　）　　－	

・契約締結権限のある名義を記入するよう注意してください。
・届出印には、スタンプ印を使うことはできません。

2．入札物件

所 在 地：神戸市長田区長田町一丁目１番４

現状地目：宅地

面　　積：780.97㎡

3．代理人（受任者）の個人情報

私は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第５条各号に基づき、本様式に記載された情報を警察等関係機関に照会することを承諾します。また、本様式に記載された情報について、事実と相違が無いことを誓約します。

代理人（受任者）			
個人住所	〒　　－		
氏名（ふりがな）		性別	男　・　女
生年月日	T・S・H　　年　　月　　日		

※本様式に記載された個人情報については、入札参加資格確認のために使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、適切に管理いたします。

様　式　④

年　　月　　日

神戸市長宛

役員名簿

私は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第５条各号に基づき、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するために、本様式に記載された情報を警察等関係機関に照会することについて承諾します。なお、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

また、本様式に記載された情報について、事実と相違がないことを誓約します。

ﾌﾘｶﾞﾅ	氏名(漢字)	生年月日				性別	備考			
		元号	年	月	日		法人名	代表者	役職名	個人住所

※登記簿謄本に記載された役員の他、経営に事実上参加している全員を記載してください。

※全ての項目について記載をしてください。

※行が足りない場合は適宜行を追加してください。

※本様式に記載された個人情報については、入札参加資格確認のために使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、適切に管理いたします。

（記入例）

ﾌﾘｶﾞﾅ	氏名(漢字)	生年月日				性別	備考			
		元号	年	月	日		法人名	代表者	役職名	個人住所
ｺｳﾍﾞ ﾀﾛｳ	神戸　太郎	S	30	01	15	M	○○株式会社	○	代表取締役	神戸市東灘区○○町1丁目1番1号
ｺｳﾍﾞ ｼﾞﾛｳ	神戸　次郎	S	35	05	20	M	○○株式会社		取締役	神戸市垂水区○○町1丁目2番3号
ｺｳﾍﾞ ﾊﾅｺ	神戸　花子	S	40	10	25	F	○○株式会社		取締役	神戸市北区○○町10丁目9番8号
ｺｳﾍﾞ ｻﾌﾞﾛｳ	神戸　三郎	H	01	12	31	M	○○株式会社		取締役	神戸市灘区○○町1丁目1番1号

○入札参加書類送付用宛名ラベル

コピーしてご利用ください。

（特定記録郵便用）

〒６５１－００８３

神戸市中央区浜辺通２－１－３０

三宮国際ビル８階

神戸市都市局地域整備推進課　行

特定記録郵便

５　（予定）賃貸借契約書

土 地 賃 貸 借 契 約 書

（１）賃貸する土地

土地	地　番	神戸市長田区長田町一丁目１番４
	地　目	宅地
	地　積	780.97㎡（公簿：781.22㎡）

※貸付面積は公簿面積から電柱１本相当の0.25㎡を除いたものとする。

（２）用途

用　　途	駐車場として

（３）契約期間

始　期	２０２７年４月１日から	５年０月間
終　期	２０３２年３月31日まで	

（４）賃料等

賃料	前期分(4月1日～9月30日分)	●●●円（月額●●●円） ※１	支払期日 ※２	各年４月30日
	後期分(10月1日～3月31日分)	●●●円（月額●●●円） ※１	支払期日 ※２	各年10月31日
	支払方法	神戸市の発行する納入通知書により神戸市の指定する金融機関に納付		
	遅延利息	支払期日の翌日から支払日までの日数により年14.6%の利率で計算		
保証金		●●●円		
違約金		●●●円		

※１　消費税及び地方消費税を含む。
※２　なお、支払期日が土曜日にあたる場合はその翌々日を支払期日とし、また、支払期日が休日にあたる場合は、その翌日を支払期日とする。

（５）賃貸人及び賃借人

賃貸人	神戸市
	担当部局：都市局地域整備推進課
賃借人	○△□◇株式会社
	担当部署：○○部□□課

契 約 条 項

賃貸人神戸市（以下「甲」という。）と賃借人　　（以下「乙」という。）とは、頭書（１）に記載の土地（以下「本件土地」という。）の賃貸借につき、次の各条項により契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実に義務を履行する。

（目的）

第１条　甲は、その所有に係る本件土地を乙に賃貸し、乙は、これを賃借する。

２　甲及び乙は、本件土地が公有財産であり、地方自治法第238条の５第４項の規定により、公用又は公共用に供することが優先されることを相互に確認する。

（用途指定）

第２条　乙は、本件土地を頭書（２）に記載の用途にのみ使用するものとし、建物所有その他の目的に使用してはならない。また、使用にあたっては、各種関係法令を遵守しなければならない。

２　乙が前項の指定用途に供すべき期日は、　　年　　月　　日とする。

（契約期間）

第３条　契約期間は、頭書（３）に記載するとおりとする。

（土地の引渡し）

第４条　甲は、本契約締結後速やかに、甲乙現地立会にて現状を確認したうえで、乙に対し、本件土地を現状有姿にて引き渡す。

２　甲は、前項の規定により引き渡す本件土地が頭書（２）に記載の用途に適合することを保証するものではなく、乙は、同用途に適合させるために本件土地の整備等を必要とする場合は、第14条の規定により甲の承諾を得て、乙の費用と責任において整備等を行わなければならない。

（賃料）

第５条　乙は、甲に対し、頭書（４）の記載に従い賃料を支払わなければならない。

２　前項にかかわらず、甲は、頭書（４）記載の支払期日以外の日を支払期日とする必要がある場合には、事前に乙に通知したうえで別に支払期日を定めることができる。この場合、乙は、甲の発行する納入通知書に基づき賃料を支払うものとする。

３　１か月未満の契約期間に係る賃料は、賃料月額を基礎として日割計算により算出した金額とする。この場合、１か月を30日として計算する。

（賃料の改定）

第６条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、賃料を改定することができる。

⑴　甲が本件土地につき特別の費用を負担することになったとき。

⑵　物価又は土地の価格の上昇若しくは低下その他の経済情勢の変動により、又は近傍類似の土地の賃料に比較して賃料が不相当と認められるに至ったとき。

２　甲は、前項の規定により賃料を改定する場合、乙に対し、書面により改定した賃料を通知す

る。

（消費税等）

第７条　乙は、消費税法及び地方消費税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、変更後の税率に従って消費税及び地方消費税を負担するものとする。

（保証金）

第８条　乙は、本契約から生ずる甲に対する債務を担保するため、甲に対し、保証金として、頭書（４）に記載する金員を預託するものとし、これを本契約の締結と同時に、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

２　甲は、前項の保証金の額が、賃料の改定によってその６か月分を下回ることとなった場合は、保証金の額を改定することができる。この場合、乙は、甲に対し、改定後の保証金と既納保証金との差額を預託するものとし、甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

３　乙は、保証金を預託していることを理由として、自己の債務不履行責任に対する抗弁とすることができない。

４　甲は、契約期間の満了、解除その他の事由により本契約が終了し、乙が第18条に規定する原状回復を完了した場合は、保証金の全額を無利息で乙に返還する。ただし、甲は、本件土地の返還時に、賃料、原状回復に要する費用その他乙について未払の債務が存在する場合は、当該債務の額を保証金から控除する。

５　乙は、前項の規定による保証金の返還が完了するまでの間、保証金を、賃料その他の債務と相殺することはできない。

６　乙は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、第14条の規定により甲の承諾を得て賃借権が第三者に譲渡された場合は、甲乙間で別段の定めをしない限り、保証金返還請求権は当該第三者に譲渡されるものとする。

（遅延利息）

第９条　乙は、賃料その他本契約に基づく金銭債務（第８条第１項及び同条第２項による保証金の納付義務を除く。）の履行を遅滞した場合は、甲に対し、これらに対する支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、遅延した金額に対して年14.6%の割合による遅延利息を、甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

２　前項の遅延利息の計算に当たっては、賃料等の額に1,000円未満の端数がある場合又はその全額が2,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとし、また、遅延利息の額に100円未満の端数がある場合又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（善管注意義務）

第10条　乙は、本件土地を善良な管理者の注意をもって使用及び維持管理をしなければならない。

２　乙は、騒音、振動、悪臭、有毒ガスの発生又は汚水の排出等、近隣に迷惑となる行為をしてはならない。

（紛争等の処理）

第11条　本件土地の使用及び維持管理に伴い発生する乙と第三者との紛争その他の諸問題につい

ては、乙の責任と負担において解決する。

（費用負担等の特約）

第12条　甲は、修繕を要する損傷・劣化等の原因の発生時期にかかわらず、本件土地の修繕義務を負わないものとし、当該損傷・劣化等に起因する乙の一切の損害について、その補償責任を負わない。

２　乙は、本件土地の維持管理及び修繕に要する経費をすべて負担する。

３　本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

４　甲は、乙が本件土地に関して負担した一切の費用について、その補償責任を負わない。

（契約不適合責任）

第13条　甲は、本契約に関して一切の契約不適合責任を負わないものとし、乙は、本件土地の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものがあった場合でも、甲に対し、本件土地の補修、不足分の引渡しによる履行の追完、賃料の減額若しくは損害賠償の請求を行うことができず、また本契約を解除することができないものとする。

２　前項にかかわらず、同項の場合において、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第２条第１項の消費者であり、乙が第４条の引渡しの日から１年以内に本件土地に本契約の内容に適合しない旨を甲に申し出たときは、甲は、履行を追完する責任又は当該不適合の内容及び程度に応じて賃料を減額する責任を負い、乙は、甲に対して相当の期間を定めて履行の追完を催告した上、当該不適合により使用目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

（転貸、譲渡等の禁止）

第14条　乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(1) 本契約によって取得した権利の全部又は一部を譲渡又は転貸すること。

(2) 本件土地の用途又は形状を変更すること。

(3) 本件土地上に工作物等を設置すること。

２　乙は、前項の承諾申請をする場合は、甲が別途定める書式によるものとする。

（違約金）

第15条　甲は、乙が、第２条、第10条、若しくは前条の規定に違反した場合又は第23条の規定に該当する場合は、乙に対し、違反時の月額賃料の●か月分に相当する金額を違約金として請求することができ、乙は、これを甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

２　前項の違約金は違約罰であって、第22条に規定する損害賠償の予定又はその一部とはしないものとする。

３　第１項の規定は、第16条に規定する甲の契約解除権の行使を妨げるものではない。

（契約の解除）

第16条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合において、乙に対し相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず当該期間内に是正されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 第２条の規定に違反したとき。

(2) 乙が賃料の支払を怠ったとき。

(3) 保証金を支払期日までに納付しないとき。

(4) 第14条の規定に違反したとき。
(5) 前各号のほか本契約に違反したとき。ただし、次項の場合を除く。
2　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対する催告その他の手続を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
(1) 甲において、本件土地を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
(2) 第23条の規定に該当するとき。
(3) 仮差押、仮処分若しくは強制執行等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
(4) 支払停止又は支払不能に陥ったとき。
(5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始等の申立てを受け、又は自らその申立てをしたとき。
(6) 合併によらないで解散したとき又は事実上その営業を停止したとき。
(7) 前各号のほか、信用状態に重大な変化が生じたとき、又は本契約に関して重大な違反をしたとき。
3　甲は、前項第１号の事由に基づき本契約を解除する場合は、乙に対し、通常生じる損失を補償するものとし、その他の事由に基づき本契約を解除する場合は、乙に対して一切補償をしないものとする。

（契約の終了）

第17条　天災地変その他の不可抗力により本件土地の全部又は一部が滅失し又は棄損し、乙の使用目的が達せられなくなった場合は、本契約は当然に終了する。なお、甲は、滅失又は棄損した部分の修繕義務を負わず、乙の使用目的が達せられなくなるか否かは修繕がなされないことを前提に判断するものとする。
2　甲は、前項の契約の終了により乙に損害が生じたとしても、その損害について補償責任を負わない。

（土地の返還及び原状回復義務の特約）

第18条　乙は、本契約が終了する日までに（第16条の規定に基づき本契約が解除された場合又は前条の規定により本契約が終了した場合は、甲の指定する期日までに）本件土地を甲に返還しなければならない。
2　乙は、前項の場合、自己の費用をもって、本件土地に設置した物を収去し、本件土地の引渡し時の状態にまで原状回復して返還しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。
3　乙は、契約期間の満了に伴い第１項の返還をする場合には、契約期間の満了日の６か月前までに、甲に対し、本件土地の返還に必要な事項を甲に通知しなければならない。
4　甲及び乙は、第２項の規定により乙が行う原状回復の内容及び方法について、協議するものとする。
5　甲は、乙が第２項の規定による原状回復を行わない場合は、自ら原状回復のための措置を講ずることができ、乙は、甲の請求に従い、当該措置に要した費用を支払わなければならない。
6　乙は、第１項の期日までに本件土地を返還しない場合は、本契約終了日の翌日から返還完了に至る日までの賃料の倍額に相当する使用損害金を、甲の指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

７　乙は、前項の場合において、本件土地の返還の遅延により甲に損害が生じたときは、甲に対し、前項の使用損害金とは別途に、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄の特約）

第19条　乙は、甲の承諾の有無及び理由の如何にかかわらず、甲に対し、本件土地に自ら投下した有益費及び必要費の償還を請求することができない。

（実地調査等）

第20条　甲は、必要があると認めた場合は、乙の使用状況について質問し、本件土地に立ち入って調査し、また、乙に対し、参考となるべき資料の提出及び報告を求めることができる。この場合、乙は、調査・報告等を拒み、又は妨げてはならない。

（届出義務）

第21条　乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、甲に対し、その旨を遅滞なく届け出なければならない。

(1) 本件土地の現状に変更があるとき又は変更の恐れがあるとき。

(2) 乙の法人名、商号、代表者、氏名、住所、連絡先等、本契約締結時に甲に届け出た事項に変更があるとき。

(3) 前各号のほか、本契約の維持に障害となる事実が生じたとき。

２　甲は、乙に対して通知をする必要が生じた場合は、前項の届出がない限り、本契約書記載の住所、法人名、商号、代表者、氏名に宛てて通知を行うものとする。

３　前項の場合において、乙が第１項の届出を怠ったため、前項の通知が延着したとき又は到着しなかったときは、当該通知は、通常到達するべき時に到達したものとみなす。

（損害賠償）

第22条　乙は、本契約に規定する義務を履行しなかったことにより甲に損害を与えた場合は、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

２　乙が、本件土地の使用及び維持管理に起因する事故により第三者に損害を与えた場合は、乙の責任と負担において当該第三者に賠償しなければならない。

（暴力団等に対する除外措置）

第23条　本契約の締結にあたり乙が提出した市有不動産借用申請書の記載に反し、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年５月26日市長決定）第４条第１項第２号又は第６号に掲げる者が同要綱第５条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合は、甲は、乙に対し、第15条の規定により違約金の請求をし、また、第16条の規定により本契約の解除をすることができる。

（準拠法）

第24条　本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈されるものとする。

（管轄裁判所）

第25条　本契約から生じる一切の法律上の争訟については、神戸地方裁判所又は神戸簡易裁判所をもって第１審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義の解釈等）

第26条　甲及び乙は、本契約に規定のない事項又は本契約の規定の解釈について疑義がある事項については、誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

下記賃貸人（甲）及び賃借人（乙）は、本件土地について上記のとおり契約したことを証するため、本契約書２通を作成し、記名押印又は署名捺印の上、各自その１通を保有する。

年　　月　　日

神戸市中央区加納町６丁目５番１号

賃貸人（甲）　神戸市

代表者　神戸市長　久　元　喜　造

㊞

住　所

賃借人（乙）

氏　名

［問い合わせ先］

神戸市都市局地域整備推進課

〒　654-8570　神戸市中央区浜辺通２－１－３０

三宮国際ビル８階

電話０７８－５９５－６７４７（直通）

FAX０７８－５９５－６８０７

＜ホームページアドレス＞

https://www.city.kobe.lg.jp/a13150/kasituke_nyusatu/parking_sandor.html